

原議保存期間	5年(平成33年3月31日まで)
有効期間	一種(平成33年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙生経発第4号
平成27年10月2日
警察庁生活安全局長

不正競争防止法の一部を改正する法律の公布について(通達)

平成27年7月10日に公布された不正競争防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第54号。以下「改正法」という。)については、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲で政令で定める日から施行されるが、その概要及び施行上の留意点は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達において改正法による改正後の不正競争防止法(平成5年法律第47号)を「法」という。

記

第1 改正の趣旨

秘密として管理される企業情報(技術情報、顧客名簿等の「営業秘密」)を巡って、スマートフォンの普及、サイバー攻撃技術の高度化といったIT環境の変化等を背景に、情報漏えいが社会問題化していることから、企業情報の漏洩防止のため、法制面における抑止力の向上等を図るものである。

第2 改正の概要(別添1参照)

改正法は、刑事面及び民事面の双方での措置を講じているところ、このうち、刑事面における改正事項は次のとおりである。

1 抑止力の向上

(1) 罰金の上限の引上げ及び犯罪収益の没収

ア 法定刑の引上げ

営業秘密を侵害する行為に対する罰金刑の上限が、従前の1千万円から2千万円に引き上げられた(法第21条第1項本文)上で、①日本国外において自ら使用する目的で、営業秘密を取得又は領得する行為、②相手方に日本国外で使用する目的があることの情を知りながら、不正に取得した営業秘密を開示する行為については、更に、3千万円に引き上げられた(法第21条第3項第1号及び第2号)。

また、法人に対する罰金刑の上限についても、従前の3億円から5億円に引き上げられた上で、海外で使用する目的等があった場合には、更に、10億円に引き上げられた(法第22条第1項第1号及び第2号)。

イ 犯罪収益の没収・追徴(新設)

営業秘密を侵害する犯罪により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産等について没収することができることとされ(法第21条第10項)、また、没収することができない場合等はその価額を追徴できることとされた(法第21条第12項)。

また、これに伴い、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の司法警察員の請求により、裁判官は公訴が提起される前であっても没収保全命令等を発することができることとされた（法第35条第1項及び第2項）。

(2) 非親告罪化（新設）

営業秘密侵害罪については、従前は親告罪とされていたが、秘密保持命令に対する違反を除き、非親告罪とされた（法第21条第5項）。

(3) 企業情報使用物品の譲渡・輸入等行為の処罰化（新設）

営業秘密のうちの技術上の秘密を使用して製造された物を、譲渡し、引き渡し、譲渡等目的で展示し、輸出し、輸入し又は電気通信回線を通じて提供する行為について、10年以下の懲役又は2千万円以下の罰金（併科あり）に処することとされた（法第21条第1項第9号）。

なお、本罪についても、他の営業秘密侵害行為と同様、図利加害目的の存在が処罰要件とされている。

2 処罰範囲の整備

(1) 未遂行為の処罰化（新設）

営業秘密を不正アクセス等の管理侵害行為等により取得する罪及び営業秘密の不正な開示・使用する罪について、その未遂についても処罰することとされた（法第21条第4項）。

なお、営業秘密が記録された媒体等の横領や、営業秘密であるデータを複製する罪（法第21条第1項第3号）については、未遂罪の対象とはされていない。

(2) 企業情報の転得行為の処罰化

営業秘密の開示を受けた者が、さらに開示・使用する行為については、従前、営業秘密を保有者から取得又は領得した者（一次取得者）から直接開示を受けた二次取得者に限定されていたが、今次改正により、三次取得者以降についても処罰対象とされた（法第21条第1項第8号）。

なお、本罪の適用に当たっては、違法な開示が介在していたことの知情性及び図利加害目的の存在が必要である。

(3) 国外犯の対象拡大

従前、営業秘密侵害罪に係る国外犯の保護対象は「日本国内において管理されていた営業秘密」とされていたが、今次改正により「日本国内において事業を行う保有者の営業秘密」と改められ、当該営業秘密の保管場所が国内か、国外かを問わずに、保護対象となった（法第21条第3項第3号及び同条第6項）。

従前、営業秘密侵害罪に係る国外犯となる行為は「海外で不正に開示・使用する行為」とされていたが、今次改正により、国外における取得・領得行為及び営業秘密侵害行為の未遂についても処罰対象に追加され、例えば、外国に所在するサーバに蔵置された日本企業の秘密データを、当該外国において不正に取得する行為なども処罰できることとなった。

3 その他

1 (3) のとおり、不正競争の類型として、新たに、企業情報使用物品の譲渡・

輸入等行為が追加されたことに伴い、技術的制限手段回避装置提供行為及び誤認惹起行為について条ずれが生じた(法第2条第1項第11号、第12号及び第14号)。

なお、これら行為に対する罰則(法第21条第2項)については、上記条ずれに対応する部分の他に変更はない。

4 施行期日及び経過措置

改正法は、公布の日(平成27年7月10日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される(改正法附則第1条)。

また、改正法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされた(改正法附則第4条)。

第3 施行上の留意事項

1 積極的な取締り

改正法の国会審議において、衆議院経済産業委員会では「二 営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上という本改正が実効性の高いものとなるよう、関係省庁間の連携や取締体制の拡充・強化に努めるとともに、捜査当局においては、適確かつ迅速な取締りに努めること。」とする附帯決議が、参議院経済産業委員会では「一 営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上を目的とした本法が実効性の高いものとなるよう、関係省庁間及び官民の緊密な連携を図るとともに、捜査当局においては、適確かつ迅速な取締りを行うために十全な体制の強化・拡充に努めること。」とする附帯決議が、それぞれ決議されたところである。

したがって、各都道府県警察にあっては、法改正及び附帯決議の趣旨を踏まえ、営業秘密侵害事犯に関する被害相談の段階から、警察庁生活安全局生活経済対策管理官(以下「生経官」という。)と緊密に連携して、積極的な取締りに努められたい。

2 営業秘密保護対策官の指定

各都道府県警察にあっては、現に、生活経済事犯担当部門において、営業秘密侵害事犯の捜査を担当している警視又は警部の階級にある者のうち、1名以上を営業秘密保護対策官に指定して、各警察署が取扱う営業秘密侵害事犯に関する被害相談に対する指導、企業が集う各種セミナー・会合への参加、営業秘密侵害事犯捜査の事件指導等の業務に従事させること。

なお、生経官においては、営業秘密保護対策官を対象とした教養を実施する予定であることを申し添える。

3 企業・関係省庁との連携強化

営業秘密侵害事犯については、当該営業秘密を保有している企業において発覚することが通常であるが、経済産業省のアンケートによれば、営業秘密の漏えいがあったと思われたにもかかわらず、警察には相談しなかった企業が多数を占めている状況にあることから、政府の知的財産推進計画2015(平成27年6月、知的財産戦略本部・決定)においても、今後取り組むべき施策として「捜査当局等との連携」が掲げられたところである。

したがって、各都道府県警察にあっては、営業秘密保護対策官をして企業団体の各種会合等に出席させて、営業秘密侵害事犯の端緒情報の入手や被害相談等の届出の働き掛けを行うなどして、企業・関係省庁との連携強化に努めること。

4 非親告罪化に伴う対応

実際に営業秘密侵害事犯の捜査を行うに当たっては、非親告罪化にかかわらず、秘密管理性の立証等で被害企業等の協力が不可欠であることに変わりがないことから、営業秘密侵害事犯を認知した場合には、捜査に際して被害企業等からの協力を得ることに、引き続き注力されたい。

また、顧客情報の漏えい事案等では、告訴権者は当該漏えいがあった企業であるが、実質的な被害者は、個人情報が出た各顧客であるにとらえることもでき、これが非親告罪化された理由の一つとされていることに鑑み、被害企業が必ずしも協力的でない場合には、当該企業に対して、非親告罪化された意義を説明するなどし、その協力を取り付けるよう留意されたい。

(参考資料)

※ 別添省略